

(回覧番号)

外務省電信案

(分類)

電信課長代

機密表示 (極秘・秘の朱印) 	符号表示 暗 <u>略</u> 平	※ 総第 0127 149-002 号
※ 第 <u>87</u> 号	※ 昭和 年 月 日 時 分 発	50- 1 27 17- 45
大至急・ <u>至急</u> ・普通・LTF		※ 発電係 <u>11412</u>

(※印欄内は電信課記入)

大臣 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官房長	主管 <u>アビタ局長</u> <u>次長</u> <u>事務官</u> <u>北条</u>	主管局部課(室)名 <u>ア北</u> 起案 昭和 <u>50</u> 年 <u>1</u> 月 <u>27</u> 日 起案者 <u>高下</u> 電話番号 <u>2415</u>
---	---	--

協議先

秘密指定解除
公文書監理室

在 韓国後宮 大使 臨時代理大使
総領事 代理 あて 外務大臣 発

電報 在 釜山田村 大使 臨時代理大使
総領事 代理 あて

件名

軍人遺骨問題 (日本側提案) ~~(秘密)~~往電第 87 号別電

解決案

厚生省は、「ノ年以内に遺族の申し出がない場合は残つた遺骨については日本政府がしかるべく措置する」旨を明記の上、日本国内

(昭和四二・七・一 改正)

で遺骨リストを公示する。

(2) 公示にあたり、厚生省は日赤を通じて北朝鮮赤十字会にも同リストを通知し、遺骨引取りを希望する遺族につき調査方依頼する。

(3) 遺族が判明した場合は、従来どおり正当な遺族であるかどうか確認のうえ引渡すが、上記の公示の後1年を経過した時点で、なお遺族の判明しない韓国を本籍地とする者の遺骨は、次の条件を付した上で韓国政府に一括引渡す。

(4) これら遺骨に対して韓国政府が然るべき祭祀を行う。

(5) 将来遺族が判明した場合には、その居住地のいかんを問わず遺骨を引渡す。

(6) 公示後1年を経過せるも遺族が判明しない、北朝鮮を本籍地とする者の遺骨は、北朝鮮側が引取りを希望するのであれば、日赤—北朝鮮赤十字を通じて引渡す。(引取りを希望しない場合は引続き厚生省が保管する)。